

人権まんが 解説

「男は弱音を吐いてはいけない」「男は泣いてはいけない」「男は強いものだ」「男は妻を養って当たり前」「男は女に負けられない」「男は悩みがあってもめったに口に出してはいけない」など、男性は無意識のうちに男のプライドのようなものに縛られていることはありませんか。

深い悩みを抱えていても誰にも相談できずに苦しんでいる姿を見ると、小さいときから周りや社会から言われ続けた「男らしさ」が、空気のよ

うに、当たり前前のごとくのように男性の生き方に影響して、苦しさにつながっているように思えます。新聞等で報道されている、減らない中高年の男性の自殺も、このような性によ

る固定的な役割分担意識が心の奥に潜んでいることが一因といわれています。

「男だから」「女だから」という前に一人の人間として、男性だって悲しいときやうれいときには泣いたっていい、弱いところがあってもいい、悩みがあつたら早めに誰かに相談すればいいのです。

男性も女性も生き方や働き方が変化しているとき、今まで捉われていた「男らしさ」や「女らしさ」から解放されたところに、それぞれの持つ個性や能力がもつと発揮でき、「自分らしく」生きることで

きる社会、自分や他人の多様な生き方を柔軟に受け入れることのできる社会の実現があるのではないでしうか。

特設人権相談(無料)

とき：5月8日(木) 9時～12時
ところ：笠岡市吉田文化会館

相談員：人権擁護委員、法務局職員
相談内容：いじめ、体罰、セクシャル・ハラスメント、DV(ドメスティック・バイオレンス)、児童虐待、高齢者虐待、隣り近所、名誉、差別、相続、売買など

問合せ：人権政策課 ☎2120

ご注意ください

「えせ同和行為」

最近、同和関係団体を名のり、県内事業所等の長に対して、個人的に高額な同和関係図書の購入を要求する事例が頻発しています。

【事例】：同和関係団体を名のり、〇〇周年の記念誌を作成したので、購入してほしい。組織としてはなく、個人的にお願いしている。1冊7万円のところ5万円かどうか。などと同和関係図書の購入を要求された。

こうした「えせ同和行為」に対しては、次の対応例を参考にしてください。きつぱりと断るとともに、これに関する情報を岡山県人権施策推進室までご一報ください。

【対応例】：同和関係の図書であっても、一般の図書の扱いと何ら変わりありません。「いりません」ときつぱり断ってください。断りの意思表示をあいまいにすると、後で争いのもとになります。

また、断る理由まで言う必要はありません。理由をつけて断ると、その理由自体が議論や争いの対象となり、相手につけ込まれるすぎを与えかねません。

また、岡山県が作成した「えせ同和行為」対応マニュアル『断固拒否えせ同和行為』がホームページ(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=48)に掲載されていますので、参考にしてください。



問合せ

岡山県産業労働部人権施策推進室
人権・同和対策課

☎086(226)7406
人権政策課 ☎2120

よしだ文化会館だより ④